

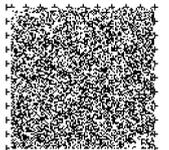
概要版

君津市地域共生社会推進プラン

地 域 福 祉 計 画
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 計 画
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
障 害 者 基 本 計 画



令和6年3月
君 津 市



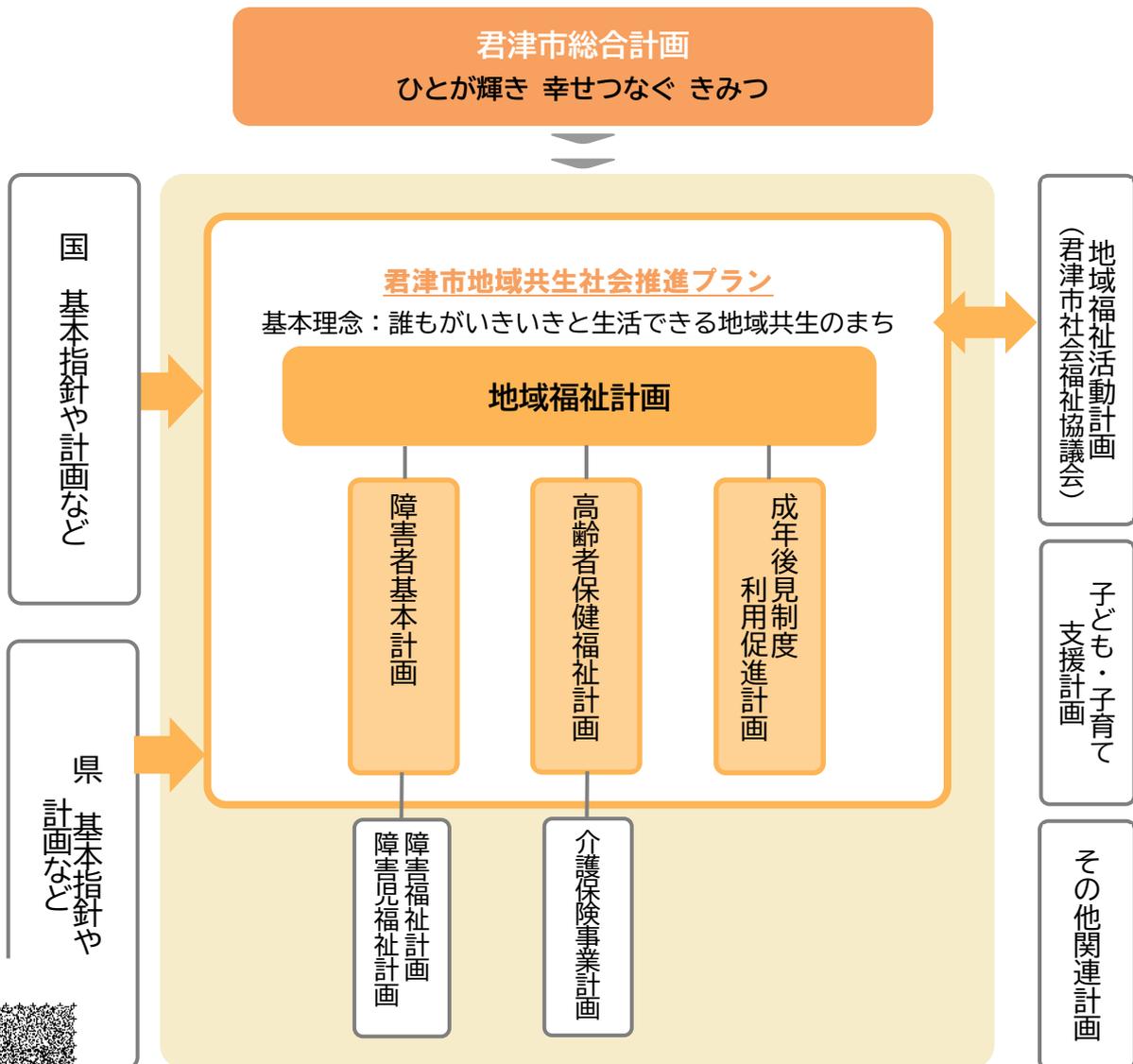
地域共生社会推進プランの全体像

1 策定の趣旨

今後の人口減少社会を見据え、地域住民、事業者、行政など、様々な主体が連携し、地域生活課題を解決していくことができるよう「君津市地域共生社会推進プラン（地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画）」を策定し、推進することで、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「君津型地域共生社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本プランは、本市の福祉施策を推進するための基本となる計画であり、以下の行政計画を包含する内容となっています。また、本プランは、君津市総合計画を上位計画とし、関連計画等との整合・連携を図ります。



3 計画の期間



4 計画の基本理念

「君津市地域共生社会推進プラン」における基本理念は、本市で実現すべき「君津型地域共生社会」の将来像として、次のとおり定めます。

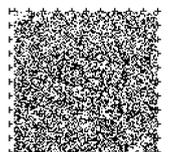
誰もがいきいきと生活できる 地域共生のまち

将来の姿

○ 地域におけるつながりが強く、「おたがいさま」の気持ちで、みんなが地域福祉の担い手となり、ともに支えあっている、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

○ 多くの人たちが、地域の様々な活動に参加して、身近な場所で運動できる機会が充実するなど、健康で笑顔にあふれているまち

○ 誰もが活躍できる場所があり、一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活を楽しんでいるまち



地域福祉計画

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

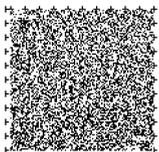
少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

こうした中で、地域福祉の充実と推進は今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要となることから、「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現に向けて、「第四次君津市地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、自助、共助（互助）、公助の考えに基づき、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たしたうえで、お互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障害者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

さらに、令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業により、これまでの市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とした属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築を目指します。



2 基本目標

(1) 地域における支え合いのための人・基盤づくり

少子高齢化の中で地域福祉を向上させるためには、公的な福祉サービスに加え、高齢者や障害者、子育て中の方などを地域で支える「共助（互助）」の側面を強化する必要があります。

地域住民が地域での活動や人との関わりを通じて顔の見える関係をつくるのが地域での支え合い、助け合いの基盤となるため、地域参加・地域交流の促進を図ります。

さらに、高齢化や多様化する福祉課題に対応する地域福祉の担い手不足に対し、福祉人材の育成や地域福祉活動の支援を行うことで、将来に向けて支え合い・助け合いの体制を整えていきます。

(2) 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

地域福祉の基盤を築くためには、住み慣れた地域で安心して暮らし、いきいきと社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

生きがいを持ち、健康な生活が送れるよう健康増進を図る取組を進めるとともに、医療・保健・福祉の連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進します。

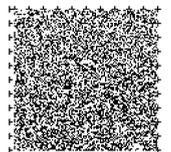
バリアフリー化や防災対策の強化を通じて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(3) 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

地域での適切な福祉サービスの利用を促進し、社会福祉の健全な発展を推進することが、地域福祉の向上のために必要です。

市民が安心して充実した生活を送れるよう、相談体制の強化、権利擁護を推進するとともに、生活支援や住環境の整備等の福祉サービスを誰もが円滑に受けられる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、各支援機関や窓口の連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題に対して適切な支援へつなげる体制づくりに取り組みます。



3 施策の方向性

基本目標1 地域における支え合いのための人・基盤づくり

(1) 地域参加・地域交流の促進

- 地域コミュニティ活動や近所付き合い、人との関わり合いを通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めるため、地域活動への参加や住民同士の交流を促進します。

(2) 地域福祉の担い手の育成と支援

- 少子高齢化及び人口減少が進む中で、地域福祉の担い手を確保していくため、福祉人材の育成や、地域におけるボランティア活動や地域活動への支援を行います。
- 住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える福祉意識の向上を図るため、福祉教育を推進するほか、広報活動を推進します。

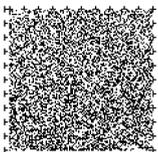
基本目標2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

(1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化

- 地域で安心して暮らすための見守り体制を強化するほか、いきいきと暮らすための健康づくりを推進します。
- 医療・保健・福祉の連携による在宅ケアや療育、介護予防といったサービス提供体制の整備をより一層進めるほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努めます。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

- 誰もが安心して生活できるよう、災害時や緊急時に備え、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。
- 住宅のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等の整備を行います。
- 外出に支援が必要な方に対しては、移動支援サービス等により公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行います。



基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

(1) 包括的・重層的な支援体制の強化

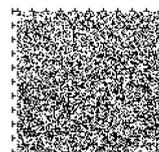
- 世帯構造やライフスタイルの変化を受け、多様化・複雑化する問題が顕在化する中で、関係機関との連携を強化するとともに、分野横断的な課題を抱える住民のニーズに対応できるよう、身近な相談体制の整備と充実に努めます。

(2) 権利擁護の推進

- 君津市地域福祉計画とともに策定した「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や知的障がい及び精神障がいのある人など、権利擁護に係る支援を必要とする方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備します。
- 関係機関と連携し、虐待やDVの防止、認知症高齢者への支援体制を整備します。

(3) 必要な福祉サービスの提供

- 福祉の支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、きめ細かなサービスの提供に努めます。
- 少子高齢化や単身高齢者の増加、ライフスタイルの変化等により多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供します。
- 福祉サービスの提供事業者に対する評価、指導等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。



成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

国は、本制度が高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

本市においても、高齢化の進行や障害者手帳所持者の増加等により、本人の意思決定支援や身上保護の必要性が高まっています。また、成年後見人等の担い手の不足や、負担の増加などの事態が生じております。

このことから、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指すため、本計画を策定します。

(2) 成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る、後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。

選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類

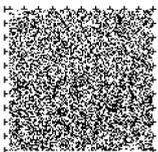
成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

■法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から、家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援します。

■任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に、代わって行ってほしいことを契約で定めておく制度。本人の判断能力が低下した際に、親族や任意後見人受任者が申立を行い、任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。



2 基本目標

(1) 成年後見制度の周知・相談受付の取組

権利擁護のために成年後見制度を必要とする市民が、必要な時に適切な利用ができるように、成年後見制度に関する広報・周知活動の充実と、複数の相談窓口の連携・整理に取り組めます。

また、市の実施する市長申立て制度について、制度に関する周知や、適正かつ迅速な実施を行います。

市民後見人の育成に関連して、市民後見人の養成講座を修了した者について、講座で学んだ内容や意欲を活かし、成年後見制度に関する周知・広報活動や、地域福祉の担い手として活躍するための支援について、検討します。

(2) 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくりの取組

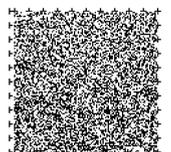
成年後見制度の利用促進と、制度の需要増加に対応できる体制づくりのためには、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築が重要です。

地域連携ネットワークは、制度を必要とする人が、適切に利用できるようにするための地域連携の仕組みであり、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされています。

(3) 成年後見人等の担い手不足の改善に向けた取組

成年後見人等の担い手の不足を改善するためには、後見人等が孤立せず、安心して受任できる環境づくりが必要です。そこで、地域連携ネットワークや中核機関の整備を進め、後見人等の相談に対応できる窓口機能の整備と、権利擁護支援のためのチーム会議を開催できる体制整備を行うほか、市が実施している後見人等の報酬を助成する事業の継続と見直しに取り組めます。

また、後見人等の担い手の不足を直接的に改善する取り組みとして、きみつ成年後見支援センターの法人後見を担う人材の確保・育成と、中核機関による市民後見人の育成の取り組みを促進します。



3 施策の方向性

基本目標 1 成年後見制度の周知・相談受付の充実

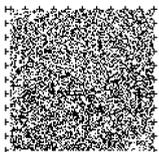
(1) 広報・周知・相談受付の充実

- 権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある方が、必要な時に制度を利用できるよう、権利擁護支援や成年後見人の制度、相談窓口等に関する広報、周知活動を行います。また、相談等へ繋ぐ役割を持つ人々（家族・民生委員・福祉関係者等）への周知・広報活動を行います。
- 現在の相談窓口（高齢者支援課、障がい福祉課、きみつ成年後見支援センター）を継続して運営するとともに、中核機関の設置を見据えて、窓口整理や情報連携を検討します。
- 市長が家庭裁判所への申立てを行う市長申立てについて、適正かつ迅速な実施を行うほか、制度についての周知を行います。
- 市民後見人の養成講座等の研修を終えた修了者について、市民後見人として選任されない場合も、講座で学んだ知識等を活かして、地域福祉の担い手や、成年後見制度の広報・周知活動等に活躍してもらうための支援について、検討します。

基本目標 2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

(1) 中核機関及びきみつ成年後見支援センターの体制整備

- 中核機関は、そのコーディネートを行う重要な要素であり、広報・相談・制度の利用促進、後見人の支援といった機能を有します。この中核機関の設置について、スケジュールを作成し、取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進と君津市の課題解決、そして成年後見制度の需要増加に対応するための体制づくりとして、君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターの活動について、必要な人員や予算の整備・充実を促進します。



(2) 成年後見制度利用促進のための合議体の体制づくり

- 権利擁護支援が必要な人の発見・支援と、早期の相談・対応体制の整備、成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を役割とする地域連携ネットワークの構築について検討を進め、スケジュールを作成して取り組みます。
- 地域連携ネットワークの構成要素であり、地域の関係者や団体等との連携作りを進める「協議会」と、成年後見人等の受任調整や様々なケースの検討などを行う「定例会」を定期的に準備・開催するために、スケジュールを作成して取り組みます。

基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善

(1) 成年後見人等が安心して受任できる環境づくり

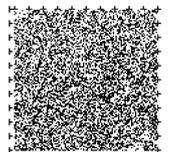
- 地域連携ネットワークや中核機関の役割や機能を活用した、成年後見人等の相談に対応できる窓口等の体制整備や、各種専門職や行政職で構成される支援のためのチームを、必要に応じて構築できる体制づくりに、スケジュール作成して取り組みます。

(2) 成年後見人等報酬助成の実施と取組

- 被後見人が、後見人等への報酬の支払いが困難な場合、市が報酬の助成を行っています。権利擁護を必要とする者が、安心して制度を利用できるよう、引き続き助成事業を実施します。
- 市町村ごとに内容が異なる制度であるため、後見人等が安心して報酬の支払いを受けられるよう、他市町村と連携して制度の見直しに取り組みます。

(3) 成年後見人の育成に向けた取組

- 君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターは、法人として後見人等の受任を行っています。そこで、後見人等の担い手不足の改善のために、法人後見業務を担う人材の確保と育成の取組みを促進します。
- 成年後見人等の担い手の不足を解消するために、市民後見人の育成について検討し、取組みを促進します。



高齢者保健福祉計画

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。

また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。

こうした中、昨今の市民の複雑化・複合化したニーズに対応する本市の包括的な支援体制の構築にあたり、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るため、新たな「君津市高齢者保健福祉計画」を策定します。

2 基本目標

（1）いきいきと健康に暮らせるまち

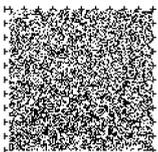
身近な場所で、仲間とともに取り組める健康づくりやフレイル予防・介護予防の機会を増やすとともに、社会参加や生きがいづくりの場の充実を促進します。

（2）地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を推進していきます。

（3）介護サービス提供体制の整備と人材確保

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを適切に提供するための、適切な介護サービスの体制の整備や介護給付の適正化、介護人材の確保に努めます。



3 施策の方向性

基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち

(1) 生きがいがづくりと元気な暮らしの支援

- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、就労やボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進します。

(2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進

- 健康寿命の延伸のために、筋肉量の維持とサルコペニア（筋肉減少症）予防、低栄養防止や口腔ケアによる健康維持支援に努めるなど、自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者を増やすための取組を進めてまいります。
- 生活習慣病の重症化からフレイルに至る方も多いため、健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めます。

基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進

(1) 住まいの環境整備

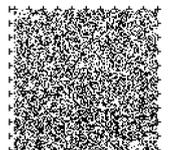
- 住宅セーフティネットの構築や多様な住まいの確保、介護保険サービスを活用した環境の整備に努めます。

(2) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

- 地域資源の発掘・収集したものの集約や住民主体型サービスの支援と普及、重層的な支援体制の構築、災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備といった地域で支えあう体制の整備を推進していきます。

(3) 外出環境等の向上

- 高齢者の免許返納が増えている中で、移動支援のニーズはさらに高くなってくると予想されます。これらのニーズに対応するため、庁内関係課とも連携して、高齢者の外出しやすい環境づくりに努めていきます。
- 移動が困難な方に対し、民間事業者と連携して、買い物支援などによる日常生活上の利便性の向上について検討します。



(4) 高齢者の権利擁護

- 高齢者の権利擁護のための各種支援事業を市民に周知し、適切な支援につなげていきます。

(5) 生活支援サービスの充実

- 高齢者が自宅や地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護保険制度によらないサービスにより、福祉の増進を図ります。そのため、各種助成・支給事業や高齢者を見守る取組、家族介護者を支援する取組を推進していきます。
- 近年問題になっているヤングケアラーを含む家族介護支援についても、包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築していきます。

(6) 認知症施策の総合的な推進

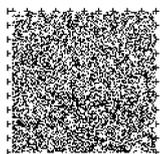
- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても早期発見・早期対応し、希望を持って地域で安心して暮らし続けられる体制を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していきます。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

- 地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進していきます。
- 「人生会議」の普及・啓発にも取り組みます。

(8) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域の総合相談窓口として質の向上を図り、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた中核的な役割を果たしていきます。
- 生活支援コーディネーターとの連携により、地域包括支援センターが担う業務の一部の負担軽減が図れるように取り組んでいくとともに、全国の取り組みについても調査研究していきます。



基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

(1) 介護サービスの整備推進

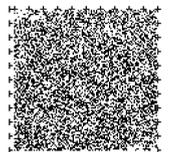
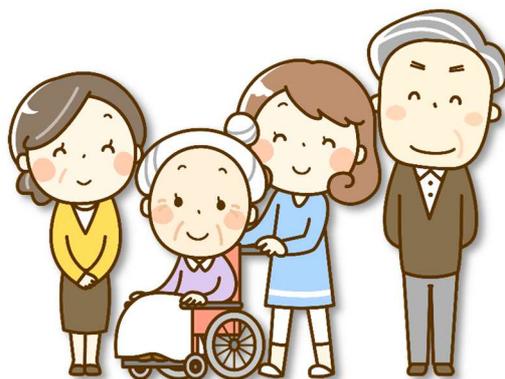
- 介護保険制度における「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「居宅介護支援・介護予防支援」の各サービスの充実を図り、要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくため、サービスの円滑な提供を推進します。

(2) 介護人材の確保及び資質向上

- 「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した人材確保のための施策を検討・実施していきます。

(3) 介護現場の生産性向上のための取組

- 「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した介護現場の負担軽減、生産性や質の向上につながる取組を推進してまいります。



障害者基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しています。

こうした中、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりにあたり、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していくため、「第4次君津市障害者基本計画」を策定します。

2 基本目標

(1) サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの多様化が進む中、障害者総合支援法の基本理念に基づき、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

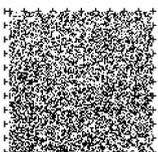
地域生活を希望する障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行して定着する支援や、就労等を支援するため、関係機関と連携を図りながら、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けて、コミュニケーション等サービスの充実を図ります。

(3) 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

障害の早期発見から個々の状況に合わせた療育支援に至るまで、切れ目のない一貫した支援体制の確立・強化に努めます。

障がいのある子どもたちが地域社会に参加し、包容（インクルージョン）により自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や強化に努めます。



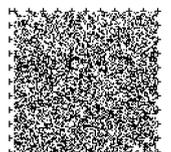
(4) 安全で安心なまちづくりの推進

障がいのある人が安全・安心な生活ができるよう、保健・医療支援の充実を図るとともに、防災対策、感染症対策の強化を図ります。

(5) 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う 地域共生社会の実現

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別の解消を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。

広報・啓発活動を行うことで障害や依存症への理解を深く浸透させるとともに、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。



3 施策の方向性

基本目標1 サービス提供体制の充実

(1) 障害福祉サービス提供体制の充実

- 障がいのある人のニーズに合わせたサービスを提供し、支援します。
- 関連機関やサービス提供事業者等との連携を通じて、障がいのある人とその家族に必要なサービスを効率的に提供するために制度を円滑に運営します。

(2) 地域生活支援事業の推進

- 障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を実現できるように、関連機関やサービス提供事業所との連携等を強化し、地域生活支援事業の提供体制を充実します。

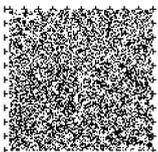
(3) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその家族が気軽に相談できる仕組みを整え、多様な相談ニーズに対応するために「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制を強化します。
- 障害の特性に合わせた「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」を作成し、適切な障害福祉サービスの利用をサポートします。
- 増大するニーズや多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備を進めます。

基本目標2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

(1) 地域自立生活の支援・促進

- 多様なニーズへ適切に対応し、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、サービスの選択と利用を支援する仕組みを整備します。
- 障がいのある人を支援する家族等に対して、介護の負担や不安を軽減するための支援体制を整備します。



(2) 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

- 障がいのある人が在宅生活をより便利に過ごすために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費用を助成します。
- 障害の種類や程度にかかわらず、障がいのある人が望むグループホームで自立した生活を送るために、グループホームの運営費用支援や入居者の家賃補助などを行います。
- 住宅セーフティネット制度等による障がいのある人への住宅の供給支援を促進します。

(3) 地域支援体制の強化

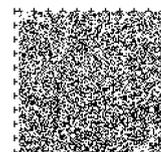
- 障がいのある人の地域生活を支援するため、相談や体験の機会提供、緊急時の対応、専門的な人材の確保と養成、地域の体制整備などを担う地域生活支援拠点等の体制を強化します。

(4) 社会参加を支える取組

- 障がいのある人が自身の作品を発表できる場を提供し、「障害者週間」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」などの活動を通じて社会参加の機会の創出に努めます。
- 視覚障がいのある人が文字や活字文化を楽しむため、読書環境の整備を推進します。

(5) 就労の促進・充実

- 障がいのある人の雇用機会を増やすため、ハローワークや商工会議所、福祉相談支援センターきみつ、特別支援学校等と連携して、個別の状況に合わせた就労支援を提供します。
- 障害福祉サービス提供事業所等と協力し、障がいのある人に対して農業など様々な職種への就労機会を増やします。
- 市役所本庁舎において、障害福祉施設の販売活動を通じた、就労に向けた訓練の場を提供します。
- 障害就労施設の工賃向上のため、障害者優先調達推進法に基づく発注を推進します。



(6) スポーツ・文化活動の充実

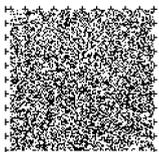
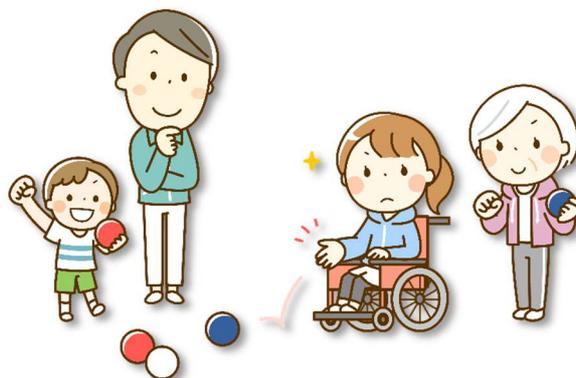
- 関係団体と協力して障がいのある人がスポーツや余暇活動に参加できるように支援体制を拡充し、社会的な交流や参加を促進します。
- ボランティアの協力を得て、障害の有無に関係なく人々が共に学び、講座やスポーツ教室などへの参加できる環境を整備します。

(7) 移動支援施策の充実

- 障がいのある人の外出と移動を支援し、自立生活と社会参加を促進するため、移動支援事業と同行援護等の利用を促進し、自動車改造費助成や自動車運転免許取得費助成などを実施します。
- 交通機関の利用支援のため、コミュニティバスやデマンドタクシー等で、障がいのある人も利用しやすい車両の導入を推進していきます。

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 各種制度や生活に必要な情報の取得・利用ができるよう、市ホームページや福祉のしおり等を充実させます。情報は定期的に更新し、視覚障がいのある人のために音訳や音声コードなど、適切な媒体の確保に努めます。また、わかりやすい表現やルビを使用し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。
- 聴覚または言語に障がいのある人向けに手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーション手段を充実します。
- 情報アクセシビリティを向上させ、情報のバリアフリーを推進します。



基本目標3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

(1) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

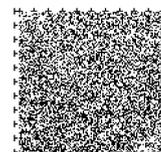
- 発達に不安のある子どもに対して、個別のニーズに合わせた専門的な支援体制を整備します。
- 早期から適切な療育を実施するため、行政と関連機関が緊密に連携し、子どもの成長段階を通じて切れ目のない一貫した療育支援体制を整備します。
- インクルーシブ教育や特別支援教育を通じて、障害の有無にかかわらず、共に学び合う教育を推進します。

(2) 療育支援体制の充実

- 乳幼児健診や各種相談支援事業を通じて障害を早期に発見し、個々の成長に合わせた切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との連携による一貫した支援体制を整備します。
- 障がいのある子どもとその家族が地域で安定した生活を送り、自立するための支援体制を整備し、乳幼児期から学齢期にかけて、発達段階に合わせた療育と教育を提供します。

(3) 障害児教育の充実等

- 障害の種類や特性に応じて、障がいのある子どもたちに適切な教育支援を提供するため、就学支援を強化します。特別な教育的支援が必要な子どもたちに対し、適切な就学相談や教育相談などの相談体制を強化します。
- 肢体不自由の児童などのために、学校施設や設備の設置や改修を行い、合理的な配慮の下で教育環境を整備します。通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、個性と可能性に配慮し個別の指導を提供します。
- 障がいのある子どもたちの受け入れを支援する「放課後児童クラブ」を支援するとともに、放課後等デイサービスの質と量を確保します。



基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

(1) 保健・医療施策の推進

- 健康診査や健康教育、健康相談などを通じて市民の健康を促進し、生活習慣病の予防を支援します。
- 重度心身障害者医療費助成や自立支援医療費支給などの制度を広く周知し、利用を促進します。
- 精神疾患等のある人や難病患者への支援を強化し、経済的な負担を軽減する制度を対象者に適切に提供します。
- 強度行動障害や医療的ケアが必要な重症心身障害などの重度障がいのある人に対する支援を提供します。

(2) 災害や感染症対策等の充実

- 障がいのある人に対して緊急時の通信手段を広く周知し、防災・防犯情報の伝達を強化します。
- 被災者の特別なニーズに対応できる福祉避難所を活用し、災害時の支援体制を整備します。また、防災訓練を実施し、地域の防災意識を高めます。
- 障がいのある人や福祉サービス提供事業者への感染症対策に関する情報提供を充実させ、感染症発生時に必要な支援や物資の備蓄・調達に備えます。

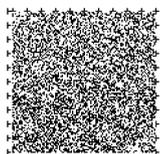
(3) 生活支援のための施策の充実

- 障がいのある人とその家族に各種手当等の支援制度の周知と利用促進を図ります。

基本目標5 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

(1) 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

- 障がいのある人が快適に生活できる環境づくりに向け、行政や他の関係機関と連携し、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりを進めます。



(2) 権利擁護のための施策の充実

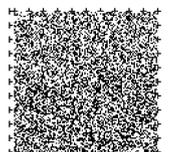
- 障がいのある人が権利を行使できるよう、成年後見制度や法人後見による支援、日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 障がいのある人に対する虐待や差別に対処するため、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見に取り組むための研修や取り組みを強化します。

(3) 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

- 障がいのある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障がいのある人に対する理解と認識を深めることを目的に普及啓発活動を推進します。
- 市内の小中学校で通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を通じて、障害に対する理解を深めます。
- 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、ガイドヘルプや音訳、手話などのボランティア活動を君津市社会福祉協議会やボランティアグループと協力して支援します。

(4) 依存症対策の推進

- 依存症に関する理解を深めるための啓発活動を推進し、依存症者への適切な治療と支援を図ります。
- 依存症者とその家族に対して、関係機関と連携しながら相談体制を強化します。



君津市地域共生社会推進プラン【概要版】

令和6年3月発行

発行 君津市
編集 君津市福祉部厚生課
〒299-1192 千葉県君津市久保 2-13-1
TEL : 0439-56-1183
FAX : 0439-56-1220

君津市ホームページ
<https://www.city.kimitsu.lg.jp/>

